

平成25年  
4月1日より

# 貸付制度の一部を変更しました

## 1. 貸付事故者に対する貸付制限について

全国市町村職員共済組合連合会が運営する貸付債権共同保全事業が民間保険会社に移行したことに伴い、平成24年4月以降に貸付事故となった場合、損失した債権額の補てんのため、民間保険会社に保険金を請求することとなりました。

この貸付保険金の受領後に行った貸付けが再び貸付事故となった場合、保険金の対象とならないことから、貸付保険金の対象となった者は再度の貸付けを行わないこととなりましたので、次のとおり「貸付事故者に係る貸付けの取扱基準」の一部を変更しました。

### ～貸付事故者に係る貸付けの取扱基準～

#### 第1 目的

この基準は、貸付事故者に係る貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 定義

貸付事故者とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づき設立された市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）から貸付けを受けた者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 共済組合の貸付規則（以下「規則」という。）による即時償還を命じられた者で、即時償還期日までに全額を償還しなかった者。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者。

#### 第3 貸付事故者に係る貸付け

前項に規定する貸付事故者から貸付けの申込みがあった場合、貸付けを行わないものとする。ただし、全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則第2条の2に定める貸付保険の支払対象となっていない者で、次の各号に掲げる者に対しては、貸付けを行うことができる。

- (1) 規則に定める償還表又は理事長が別に定める償還表により償還し、当該償還が5年以上にわたり引き

続いている者。ただし、住宅に係る貸付金の未償還元利金がある場合は、引き続き償還期間が10年以上ある者とする。

- (2) 貸付金を全額償還した者。
- (3) 前二号の規定にかかわらず、貸付けの申込みをした者の貸付事由が法で定める非常災害である場合で、当該貸付けを実施することが、合理的かつ相当な理由があるとして理事長が貸付けを認めた者。

#### 第4 貸付事故者に係る貸付金の限度額

前項ただし書きにより貸付けを行う場合の貸付金の限度額は、規則第5条に定める限度額から貸付けの申込時における既貸付金の未償還元金の額（破産法の規定により免責された債務額、調停により減額された債務額及び民事再生法により免除された債務額を含む。）を控除した金額とする。

## 2. 貸付申込みの際の添付書類の追加について

### イ. 「貸付事故の有無に係る確認等について」

他の市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であった貸付申込者については、過去に貸付保険事故者となっていないかを確認するため、貸付申込みの際に、書面による申告書の提出が必要となりました。

なお、この書面により内容の確認が必要な場合は、全国市町村職員共済組合連合会に貸付保険の有無に関する信用情報を照会することがあります。

### ロ. 「部分休業者に係る減額後の給料月額算定書」

部分休業者の借入状況等申告書の算定の基礎となる給料月額は、減額後の給料月額となります。このため、借入状況等申告書の給料月額欄には、減額後の給料月額を記入していただくこととなりますが、減額後の給料月額が把握できない場合は、正規の勤務時間及び貸付申込者の該当月における休業予定時間（申請時間）により、減額後の給料月額を「部分休業者に係る減額後の給料月額算定書」により計算していただき、貸付け申込書一件書類と一緒に提出していただくこととなりました。

## 3. 施行日について

平成25年4月1日より施行いたします。